



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

436	大池下土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	1
437	県営ため池等整備事業の工事の完了	( " ).....	2
438	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課).....	2
439	"	( " ).....	2
440	"	( " ).....	3
441	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3
442	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	(建築住宅課).....	3

## 告 示

### 和歌山県告示第436号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、大池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年4月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員(令和6年4月1日就任)

職名	氏 名	住 所
理事	神谷泰生	和歌山市平尾567番地
理事	北出佳男	和歌山市平尾215番地1
理事	小谷シゲヨ	和歌山市山東中362番地
理事	中野博文	和歌山市山東中59番地4
理事	林秋男	和歌山市木枕229番地
理事	上野豊	和歌山市木枕232番地
理事	中村道弘	和歌山市伊太祈曾416番地
理事	大河内宮美	和歌山市伊太祈曾422番地
理事	青木伸	和歌山市口須佐201番地3
理事	青木茂	和歌山市口須佐36番地4
理事	宮本道啓	和歌山市口須佐167番地
理事	吉田延好	和歌山市口須佐402番地
理事	藤木守	和歌山市永山55番地9
理事	北谷浩之	和歌山市永山865番地
理事	角田秀孝	和歌山市永山492番地
理事	宮脇尚美	和歌山市永山206番地
理事	岩崎太祐	和歌山市永山333番地1
監事	外畑典子	和歌山市山東中207番地
監事	矢出功	和歌山市木枕233番地2
監事	野口能功	和歌山市伊太祈曾114番地3

監事 北野幸志 和歌山市黒岩137番地

和歌山県告示第437号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 嶋地区
- 2 確定年月日 令和2年1月12日
- 3 工事を完了した時期 令和5年7月10日

和歌山県告示第438号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第439号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和6年4月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第440号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和6年4月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和6年4月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3659	田辺市下万呂字目座113番1の一部、113番3の一部、里道	田辺市中万呂610番地の50 磯崎正博	令和 6.4.4	5.00 ┘ 5.30	109.76

和歌山県告示第442号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次の者を指定公金事務取扱者として指定し、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年和歌山県告示第577号（使用料の収納事務の委託）は、令和5年3月31日限り廃止した。

令和6年4月23日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 指定公金事務取扱者として指定した者

住 所	氏 名
和歌山市太田37番地17	神田伸二
和歌山市福町34番地 リビエール福町902	梅木宏造
和歌山市小倉266番地7	濱田陽吉
橋本市三石台三丁目22番地の1-408	大村満春
有田郡有田川町大字金屋588番地	長尾照雄
御坊市藪677番地	湯川忠

西牟婁郡白浜町2927番地の2233

浦勝紀

新宮市井の沢7番26号

中上要

## 2 委託した公金事務

和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場に係る使用料の収納事務

## 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和6年4月1日

## 4 公金事務の委託をした日

令和6年4月1日